

奈良県告示第二百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十五年十月四日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
福田 信秀	ひろゴン接骨院かしはら院 橿原市葛本町七〇八一	平成二十五年八月一日
笹川 哲郎	マッサージレイス治療院香芝広陵 北葛城郡広陵町馬見北五―七―一〇	平成二十五年八月五日
島田 直哉	なおや鍼灸整骨院 橿原市東坊城町二一〇―九	平成二十五年六月二十五日
長尾 幸治	なおや鍼灸整骨院 橿原市東坊城町二一〇―九	平成二十五年六月二十五日
岡本 英樹	岡本鍼灸マッサージ治療院 北葛城郡王寺町久度一丁目一〇―一 六一一	平成二十五年七月一日
岡本 英樹	岡本鍼灸マッサージ治療院（訪問） 北葛城郡王寺町久度一丁目一〇―一 六一一	平成二十五年七月一日
筒井 崇夫	星和会セリナ整骨院 香芝市磯壁二―一〇七―一	平成二十五年八月五日

